

第 1 回

広島市・湯来町合併研究協議会

会 議 録

(平成 16 年 4 月 16 日)

広島市・湯来町合併研究協議会

第1回広島市・湯来町合併研究協議会会議録

日時 平成16年(2004年)4月16日(金曜日) 午前10時00分～午前10時50分

場所 広島市議会議事堂4階 全員協議会室

出席委員

【広島市】	【湯来町】
秋葉 忠利	中島 正子
浅尾 宰正	山本 慣登
月村 俊雄	田中 義隆
金子 和彦	山本 孝好
永田 雅紀	田仲 昭嗣
平木 典道	新本 三郎
増井 克志	白井 忠
山田 康	吉村 浩司
松浦 洋二	田室 照雄
三宅 吉彦	寺岡 崇
南部 盛一	藤井 隆幸
大島 和夫	西廣 建治

議題

【報告事項】

- 報告1 広島市・湯来町合併研究協議会規約
- 報告2 広島市・湯来町合併研究協議会規約に関する協議書
- 報告3 広島市・湯来町合併研究協議会の事務局等に関する規程
- 報告4 広島市・湯来町合併研究協議会財務規程
- 報告5 広島市・湯来町合併研究協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程

【協議事項】

- 議題1 広島市・湯来町合併研究協議会会議規程(案)
- 議題2 平成16年度広島市・湯来町合併研究協議会事業計画(案)
- 議題3 平成16年度広島市・湯来町合併研究協議会予算(案)
- 議題4 合併の区域及び合併の方式(案)【協議番号第1号】
- 議題5 行政区(案)【協議番号第2号】
- 議題6 慣行の取扱い(案)【協議番号第3号】
- 議題7 広島市・湯来町合併建設計画素案の策定方針(案)

公開・非公開の別 公開

傍聴人の人数 0名

会議資料名 第1回広島市・湯来町合併研究協議会資料

(平城事務局長)

皆様方には、大変お忙しいところ、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

私は、広島市・湯来町合併研究協議会の事務局長を務めます、広島市企画総務局広域行政推進担当部長の平城と申します。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

ではまず、配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料を御覧ください。1番上に「第1回広島市・湯来町合併研究協議会次第」、次に「委員名簿」と「配席図」、次に「第1回広島市・湯来町合併研究協議会資料」をお配りしておりますので御確認ください。

続きまして、本日は初会合でございますので、御出席の皆様を御紹介いたします。

まず、会長、副会長及び委員の皆様を私のほうから、広島市、湯来町の順で御紹介します。

会長である広島市の秋葉市長でございます。

広島市議会の浅尾議長でございます。

月村副議長でございます。

金子大都市制度等対策特別委員会委員長でございます。

永田大都市制度等対策特別委員会副委員長でございます。

平木大都市制度等対策特別委員会副委員長でございます。

増井総務委員長でございます。

山田助役でございます。

松浦収入役でございます。

三宅企画総務局長でございます。

南部財政局長でございます。

大島市議会事務局長でございます。

次に副会長である湯来町の中島町長でございます。

湯来町議会の山本議長でございます。

田中副議長でございます。

山本広域行政調査特別委員会委員長でございます。

田仲広域行政調査特別委員会副委員長でございます。

新本総務委員長でございます。

白井議員でございます。

吉村助役でございます。

田室収入役でございます。

寺岡教育長でございます。

藤井参事(兼)総務課長でございます。

西廣参事(兼)企画財政課長でございます。

続きまして、広島市長、湯来町長、両議会の議長にごあいさつをいただきたいと思います。では、まず秋葉市長からお願いします。

(秋葉市長)

第1回広島市・湯来町合併研究協議会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本市は、「日常生活面で特につながりの強い地域は、一つの行政体として一元的な都市経営と行政サービスを提供することが地域の発展と住民福祉の向上に寄与する」との観点から、昭和45年(1970年)以来、広域合併を推進してまいりました。

また、現在、地方分権の推進や、少子・高齢化の進展、国・地方を通じての厳しい財政状況などにより、地方自治体を取り巻く情勢は大きく変化しており、こうした変化に的確に対応し、地域の発展と住民福祉の向上を図るためにも、市町村合併を推進する必要があると考えております。

湯来町との合併につきましては、平成13年(2001年)6月に「広島市・湯来町合併問題等調査研究会」を設置して、市と町の行政制度等についての調査研究を続けてまいりました。そして、本年2月に、町長、町議会議員から、任意の合併協議会設置の申入れをいただきました。

近年、本市と湯来町との日常生活面でのつながりは著しく強くなっていることから、本市としても、新たに湯来町を合併対象と位置づけ、広島市・湯来町合併研究協議会を設置することになりました。これまでの関係者の皆様の御尽力に深く敬意を表します。

私は21世紀を広島の時代にしたいと考えており、今後、広島の魅力の世界の人々にもっと認識してもらい上からも、清流、森林、田園などの豊かな自然環境に恵まれ、歴史ある温泉や文化に彩られた湯来町との一体的な都市づくりを進めることは、望ましいものと考えております。

いよいよ本日から、合併協議がスタートいたします。双方にとって、望ましい成果が得られるよう取り組んでいきたいと考えておりますので、今後とも皆様の格別の御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、第1回広島市・湯来町合併研究協議会開催に当たってのごあいさつといたします。どうかよろしく願いいたします。

(平城事務局長)

では次に、中島町長、お願いします。

(中島町長)

第1回広島市・湯来町合併研究協議会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、第1回広島市・湯来町合併研究協議会を開催することができましたことは、本町にとりまして誠に大きな喜びとするところでございます。

まず、去る2月9日に行いました私どもの申入れを真摯に受け止められ、この協議の場を設けていただきました広島市及び広島市議会の皆様に、厚くお礼を申し上げます。また、これまで御協力を賜りました関係者の皆様に、この場をお借りしまして感謝申し上げたいと思います。

本町におきましては、地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など本町を取り巻く諸課題に的確に対応し、行政サービスを維持・向上させていくためには、市町村合併が必要であると考え、これまで様々な取組みを進めてまいりました。

平成13年6月からは「広島市・湯来町合併問題等調査研究会」を設置していただき、事務レベルの調査研究を進めることができました。また、平成14年8月には町民アンケートを行い、町民の大半が広島市との合併を望んでいることを改めて確認いたしました。

広島市と本町とは日常生活圏が一体化しており、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上のため、両市町が一体となり各種の施策を行うことが最善であると確信しております。

本日から始まりますこの合併研究協議会の場におきまして、新しい分権時代の地域の姿を、両住民にお示ししていきたいと考えております。

今後とも皆様の格別の御協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

誠に簡単ではございますが、第1回広島市・湯来町合併研究協議会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

(平城事務局長)

次に、浅尾市議会議員、お願いします。

(浅尾市議会議長)

本日、広島市・湯来町合併研究協議会が開催される運びとなりましたことは、湯来町当局、議会並びに住民の皆様の御尽力によるものであり、厚くお礼申し上げます。

御承知のとおり、現在、私たちを取り巻く環境は、急速な少子・高齢化や技術革新の進展など、めまぐるしく変化しており、それに伴い、住民ニーズもより複雑・多様化しております。そうした中、今後とも基礎的地方公共団体である市町村の行政サービスを維持し、向上させていくためには、その行財政基盤を強化して、地域の創意工夫による行政運営が、効率的になされることが重要であり、国の積極的な支援の下、市町村合併が全国的に展開されております。

また、近年の交通網の発達等により、地域住民の生活圏は著しく拡大しております。湯来町と本市との関係におきましても、双方の住民の日常生活圏は、一体化の度をますます深めてきており、その結びつきは、今後とも、一層顕著なものとなることが予想されます。

こうした状況に鑑み、本日ここに合併研究協議会が発足しましたことは、湯来町と本市とが、より広い観点に立った今後のまちづくりを進めていく上におきまして、誠に深い意義を有するものであると同時に、記念すべき新たな門出であります。

本日から、本協議会において合併建設計画等、湯来町民、広島市民の将来に関わる非常に重要な問題に取り組んでいただくわけではありますが、何とぞ、熱心な御議論、御協議をいただき、所期の目的が達成されますことを祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

(平城事務局長)

では次に、山本町議会議長、お願いします。

(山本町議会議長)

本日、この広島市・湯来町合併研究協議会がもたれましたことは、広島市長、広島市議会議長をはじめ、関係者の皆様の御尽力のたまものであり、深く敬意を表する次第でございます。

さて、「地方分権」という大きな改革のうねりの中で、町の将来をどうやって切り開くか、これが本町の最大の課題となっております。その解決策として、本町におきましても、市町村合併を行うという結論に至りました。

本町の町民の生活圏は、広島市と深く結びついており、町民の大半が広島市との合併を望んでおります。広島市との合併は自然な流れであると御理解いただけるものと思います。

本町は、湯来温泉・湯の山温泉という由緒ある温泉を有し、「自然と観光とベッドタウンの調和した田園都市づくり」を進めております。将来に向かって、温泉や豊かな自然を生かした都市づくりを進めていくことは、広島市の新たな魅力にもつながるものと確信しております。

この協議会が、両市町にとって実り多いものとなりますことを切に祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。

(平城事務局長)

どうもありがとうございました。

なお、本協議会の会長、副会長につきましては、先ほど御紹介いたしましたように協議会規約に基づいて、広島市長が会長に、湯来町長が副会長に就任しております。また、監事につきましては、広島市及び湯来町のそれぞれの収入役が就任しておりますので、御報告いたします。

本協議会の議事進行は、規約により、会長が議長を務めることになっておりますので、これからは秋葉会長に進行をお願いしたいと思います。それでは、よろしく申し上げます。

(秋葉会長)

それでは私が議長を務めさせていただきます。

広島市と湯来町との合併問題を協議する本会の議事進行を務めさせていただくことになり、責任の重さを痛感しております。皆様方には忌憚のない御意見をいただきますとともに、協議が円滑に進みますよう、御協力をお願い申し上げます。

本日の会議は、出席委員24名で全員出席となっており、広島市・湯来町合併研究協議会規約第7条第3項の規定による定足数を満たしております。また、本日の会議の終了予定時刻は、11時としております。

それでは早速、議事に入らせていただきます。本日の議事は、報告事項5件、協議事項7件でございます。まず、報告事項から申し上げます。

報告1 広島市・湯来町合併研究協議会規約

報告2 広島市・湯来町合併研究協議会規約に関する協議書

報告3 広島市・湯来町合併研究協議会の事務局等に関する規程

報告4 広島市・湯来町合併研究協議会財務規程

報告5 広島市・湯来町合併研究協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程

これらについて、一括して事務局からの説明をお願いします。

(平城事務局長)

それでは、御説明させていただきます。資料の1ページの報告1を御覧ください。「広島市・湯来町合併研究協議会規約」でございます。本規約は、広島市と湯来町が協議の上、平成16年4月1日に制定・施行したものです。以下、条文について、御説明いたします。

まず、第1条は、協議会の目的及び設置について定めております。

第2条は、協議会の事務を定めており、協議会は、広島市と湯来町との合併に関する調査研究及び協議、市町村建設計画の素案の作成、前2号に掲げるもののほか、広島市と湯来町との合併に関し必要な事務を行うとしております。

第3条は、協議会の事務所を定めており、広島市役所内に事務所を置くとしております。

第4条は、組織を定めております。協議会は、第1号から第4号の各号に定めております委員をもって組織し、委員は非常勤とするとしております。

次に、第5条は、役員について定めております。役員は、会長、副会長及び監事とし、第2項において、第4条第1項で定めておりました委員のうちから、広島市及び湯来町の長が協議して選任するとしております。

第6条は、役員の職務について定めております。

2ページをお開きください。第7条は、協議会の会議について定めております。第1項で、会議は、会長が招集するとし、第3項で、会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができないとしております。また、第4項で、会議の議長は、会長がこれに当たるとし、第5項で、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めるとしております。

第8条及び第9条は、協議会の事務局及び職員について定めております。

第10条から第12条は、協議会の経費、財務に関する事項、委員の報酬及び費用弁償について定めております。

第13条は、協議会の解散の場合の措置について定めております。

第14条は、委任規定でございます。この規約に定めるもののほか、必要事項は会長が定めると規定しております。

続きまして、3ページの報告2を御覧ください。「広島市・湯来町合併研究協議会規約に関する協議書」でございます。協議会規約に規定する「広島市及び湯来町の長が協議して定める事項」について、市長と町長が協議したものです。

第1条は、広島市及び湯来町の職員の中から市長と町長が協議して定めることとなっている委員

を定めております。

第2条は、役員を定めており、先ほど御報告いたしましたように、広島市長が会長に、湯来町長が副会長に、市と町のそれぞれの収入役が監事に選任されております。

第3条は、協議会の事務に従事する職員について定めております。

第4条は、補則で、この協議書に疑義が生じたときなどについては、市長と町長が協議の上、決定するとしております。

続きまして、報告3、報告4及び報告5は、規約に基づき、会長が定めた各種規程でございます。順に御説明いたします。

まず、4ページの報告3を御覧下さい。「広島市・湯来町合併研究協議会の事務局等に関する規程」でございます。この規程は、協議会規約の第8条第2項に規定する事務局に関し必要な事項を定めるとともに、協議会の事務の処理について定めたものです。

第2条で事務局の所掌事務について、第3条から第6条で事務局の事務に従事する職員及びその職務、勤務条件、給与及び旅費等について、第7条で職務権限について、第8条で情報公開について、第9条で文書記号等文書の取扱いについて、第10条で公印について、それぞれ定めております。

続きまして、6ページの報告4を御覧ください。「広島市・湯来町合併研究協議会財務規程」でございます。この規程は、協議会規約第11条の規定に基づき、協議会の予算の編成、現金の出納など財務に関し必要な事項を定めたものです。

第2条は、本協議会の会計年度を定めており、会計年度は、普通地方公共団体の会計年度によるとしております。

第3条は、予算の調製等について定めており、第2項で、協議会の会長は、予算を調製し、協議会の会議に諮り、その承認を得なければならないとしております。後ほど、この規定に基づき、協議会の予算について御審議いただくこととしております。

第4条以降は、補正予算の取扱いや出納及び現金の保管方法、決算の取扱い等についてそれぞれ定めております。

続きまして、8ページの報告5を御覧ください。「広島市・湯来町合併研究協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程」でございます。この規程は、協議会規約第12条第3項に規定する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めたものです。

第2条は、報酬について定めており、協議会は委員の勤務に対し、報酬を支給するとしております。ただし、委員が普通地方公共団体の長、常勤職員等であり、地方自治法第204条第1項に規定する給料を受けているときは、報酬を支給しないとしております。

また、第3条は、費用弁償について定めており、委員が、協議会の用務により広島市及び湯来町の区域外に旅行したときは、必要な費用を支給するとしております。

以上、御説明したこれらの規程は、協議会の設置日である平成16年4月1日から施行しております。

報告事項に関する説明は以上でございます。

(秋葉会長)

はい、ありがとうございました。報告事項について御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

ないようですので、続いて協議事項に入りたいと思います。

まず、議題1「広島市・湯来町合併研究協議会会議規程(案)」についてお諮りいたします。事務局からの説明をお願いします。

(平城事務局長)

それでは、御説明させていただきます。資料の9ページの議題1を御覧ください。「広島市・湯来町合併研究協議会会議規程(案)」でございます。この規程は、協議会規約第7条第5項の規定に基づき、協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものです。

規程は、大きく、「第1章 総則」、「第2章 会議の公開等」、「第3章 議事」、11ページでございますが、「第4章 会議の傍聴」、「第5章 会議録」、「第6章 雑則」で構成しております。

以下、条文について、御説明いたします。

第1条でございますが、この規程の趣旨でございます。

第2条は、議長及び委員の責務について定めており、議長は、公正かつ能率的に会議を運営することに努め、委員は、会議が適正かつ円滑に行われるよう協力しなければならないとしております。

第3条は、会議の公開について定めており、会議は、公開を原則とします。ただし、会議の内容が、個人に関する情報など広島市情報公開条例第7条各号に掲げるプライバシー等の情報を含む場合には、出席委員の3分の2以上の賛成により、非公開にすることができるとしております。

第4条は、会議開催の公表について定めており、「会長は、会議を開催しようとするときは、遅くとも会議を開催する日の1週間前までに、報道機関への情報提供、インターネットの利用その他の適切な方法により、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項を公表するものとする。」としております。

第5条は、会議の開閉について定めております。

第6条は、会議における発言について定めており、発言しようとする者は、議長の許可を得て発言しなければならないとしております。

10ページを御覧ください。第7条は、表決について定めており、「会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。」としております。

第8条から11ページの第16条までは、会議の傍聴について定めており、第8条で「会議は傍聴することができる。ただし、会議を非公開とするときはこの限りでない。」とし、第9条からは、傍聴人の定員や傍聴の手続き、傍聴人の守るべき事項等についてそれぞれ定めております。

次に、第17条及び第18条は会議録について定めており、第17条で、議長は、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとし、会議録には、議長及び議長が指名した2人の委員が署名しなければならないとしております。また、第18条で「公開した会議の会議録及び資料は公表する。」としております。第19条は委任規定でございます。

最後に、附則でございますが、この規程は、平成16年4月16日から施行するとしております。説明は以上でございます。

(秋葉会長)

はい、ありがとうございました。それでは、会議規程について、御質問あるいは御意見等ありましたらお願いいたします。

特にないようですので、それでは、お諮りいたします。本案について原案どおり御了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(秋葉会長)

では、「異議なし」との声がありましたので、御了承いただきました。議題1の「広島市・湯来町合併研究協議会会議規程」につきましては、原案どおり決定いたします。

なお、本日の会議の会議録には、会長と会長が指名した2名の委員が署名することになっておりますので、今回は、浅尾委員と山本愼登委員を指名させていただきます。会議録を調製した後、確認と署名をいただいた上で、公表したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

続いて、議題2「平成16年度広島市・湯来町合併研究協議会事業計画(案)」、それから議題3「平成16年度広島市・湯来町合併研究協議会予算(案)」は関連しておりますので、一括してお諮りします。事務局の説明をお願いします。

(平城事務局長)

それでは、御説明させていただきます。資料12ページの議題2を御覧ください。「平成16年度広島市・湯来町合併研究協議会事業計画(案)」でございます。

まず、1の「会議の開催」でございます。広島市と湯来町の合併に関する協議等を行うため、合併研究協議会の会議を開催することにしております。

次に、2の「合併建設計画素案の作成」でございます。広島市と湯来町の合併建設計画素案の内容となります。建設の基本方針、建設の根幹となるべき事業計画、財政計画等について、素案を作成することにしてあります。

続いて、3の「行政制度等の調整方針の調査研究及び協議」でございます。主要な行政制度等の調整方針について、調査研究及び協議を行うことにしてあります。

続いて、4の「広報の実施」でございます。合併研究協議会の協議結果等の概要について、住民への周知を図るため、パンフレットを作成し、広島市及び湯来町の住民に配布することにしてあります。

最後に、5の「協議会報告書等の作成」でございます。合併研究協議会における合併建設計画素案や行政制度等の調整方針に関する協議結果の報告書等を作成することにしてあります。

続きまして、事業計画に関連して、協議会での協議事項及び協議スケジュールについて御説明します。

13ページの資料1を御覧ください。「広島市・湯来町合併研究協議会における協議事項(案)」でございます。

まず、1の「合併建設計画素案の作成」でございます。合併建設計画は、市町村の合併に際し、住民に対して合併市町村の将来のまちづくりの内容を示すものであり、合併建設計画に位置付けられた事業については、国の手厚い財政支援措置が講じられることになっております。

合併建設計画の具体的内容としては、(1)の「合併後の広島市と湯来町の建設の基本方針」をはじめ、そこに掲げております4つの項目について協議してまいりたいと考えております。なお、これらの項目は、合併特例法において、計画に盛り込むべき事項として例示されているものでございます。

次に、2の「行政制度等の調整方針の協議」でございます。協議会では、ここに掲げております「合併の区域及び合併の方式」「合併の期日」「議会議員の定数及び任期の取扱い」「補助金等の取扱い」等、法律上のものと事実上のものとを問わず、合併後の広島市及び湯来町の住民福祉の向上や、広島市及び湯来町に影響があるものすべてについて、法定の合併協議会に先立ち、事前の協議を行うこととしており、最終的には、法定協議会で協議・決定することになります。

続きまして、14ページの資料2を御覧ください。「広島市・湯来町合併研究協議会における協議スケジュール(案)」でございます。

本日の第1回の協議会では、合併建設計画素案については、策定方針、行政制度等の調整方針については、「合併の区域及び合併の方式」「行政区」「慣行の取扱い」の3項目、その他として、会議規程、事業計画及び予算が、協議していただく項目となっております。

以後、合併建設計画素案については、基本構想、事業計画、財政計画を、行政制度等の調整方針については、先ほどの資料1に掲げておりました(1)から(24)までの各協議項目について、順次、本協議会で協議していただき、3回程度の会議をもって、協議事項についての大筋合意に至れるよう取り組みができたかと考えております。

続きまして、15ページを御覧ください。参考として、「広島市と湯来町との合併に関するスケジ

ルール(案)」をお示ししております。

まず、合併スケジュールに関連して、現行の合併特例法の改正の動きについて御説明いたします。

二重線で囲っている枠の中ですが、現行の合併特例法は、平成17年3月31日までに合併した場合に適用されることになっておりますが、現在、合併特例法の一部改正法案が国会において審議中であり、これが可決されれば、両市町がそれぞれの議会の議決を経て平成17年3月31日までに県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併した場合は、同法の財政支援措置等が引き続き適用されることとなります。

次に、内容欄を御覧ください。ここでは、合併に向けた今後の手順をお示ししております。

まず、「任意の合併協議会の設置・運営」でございます。任意の合併協議会は、今月1日に設置しております。任意の合併協議会は、法定の合併協議会に先立ちまして、合併に係る事前の協議等を行う場であり、協議の内容は、法定協議会での協議内容に準じたものとなっております。任意の合併協議会で、協議事項について大筋の合意が図られれば、広島市及び湯来町のそれぞれの議会で議決をいただきまして、法定の合併協議会に移行することとなります。

法定の合併協議会では、任意の合併協議会での協議結果を踏まえまして、合併建設計画をはじめ、合併に係る主要事項の協議・決定を行います。また、合併建設計画は、知事にあらかじめ協議して作成することとなります。法定の合併協議会での協議がすべて整いますと、広島市と湯来町は、合意した事項について、合併協定書を締結し、それぞれの議会での合併議決をいただくこととなります。

そして、この合併議決後、広島市及び湯来町は、県知事に対して合併の申請を行い、県知事は、県議会での議決を経て合併を決定し、総務大臣に合併の決定を届け出ます。総務大臣は、知事からの届出を受けて、直ちにその旨を告示し、この告示をもって広島市と湯来町の合併の効力が生じることとなります。

内容欄の右側は、現行の合併特例法の場合のスケジュールと合併特例法が改正された場合の一般的スケジュールをお示ししております。

なお、合併期日については、合併特例法の改正の動向も踏まえ、今後、本協議会において協議していただくことにしております。

続きまして、16ページの議題3を御覧ください。「平成16年度広島市・湯来町合併研究協議会予算(案)」でございます。先ほどの、事業計画に掲げました事業を進めていくために必要な予算を定めております。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ335万6千円と定めております。次に、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」にそれぞれ記載しているとおりでございます。

歳入歳出予算の内訳について、17ページの資料でご説明いたします。

まず、歳入の内訳は、負担金268万円、補助金67万5千円、諸収入として預金利子が1千円でございます。負担金は、広島市が200万円を、湯来町が68万円をそれぞれ負担するもので、負担金総額の2分1を均等割、残り2分の1を人口割で按分しております。補助金は、広島県の市町村合併推進支援事業補助金を見込んでいます。

次に、歳出でございますが、会議費として76万3千円を計上しております。この内訳は、委員の報酬と需用費でございます。また、事務費として、244万3千円を計上しており、この内訳は、総務省協議用旅費、パンフレット・協議会報告書等の印刷製本費、議事録作成料などでございます。また、今後、予定外の経費が必要となった場合に備えて、予備費を15万円計上しております

議題2及び議題3の説明は以上でございます。

(秋葉会長)

はい、ありがとうございました。議題2、議題3について、御質問、御意見等ありましたらお願い

いします。

特に御意見もないようですので、お諮りいたします。本案について原案どおり御了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(秋葉会長)

はい、ありがとうございます。それでは、御了承いただきましたので、議題2の「平成16年度広島市・湯来町合併研究協議会事業計画」、議題3の「平成16年度広島市・湯来町合併研究協議会予算」については、原案どおり決定いたします。

続きまして、議題4から議題7までは関連する事項でございますので、一括して御説明させていただきます。御協議をお願いしたいと思います。それでは、

議題4「合併の区域及び合併の方式(案)」

議題5「行政区(案)」

議題6「慣行の取扱い(案)」

議題7「広島市・湯来町合併建設計画素案の策定方針(案)」

これらについて、事務局から一括して説明をお願いします。

(平城事務局長)

それでは、御説明させていただきます。18ページの議題4を御覧ください。協議番号第1号「合併の区域及び合併の方式」でございます。協議番号につきましては、合併建設計画以外の協議事項について、今後、議題とする協議書ごとの順に協議番号を付させていただきます。

まず、現況比較といたしまして、広島市及び湯来町それぞれの面積、人口をお示ししております。

広島市の面積は、平成15年10月1日現在、742.03km²、人口は平成12年国勢調査で112万6,239人でございます。湯来町は、面積162.87km²、人口は7,895人でございます。

その下の欄ですが、調整方針(案)は、「佐伯郡湯来町を廃し、その区域を広島市に編入するものとする。」としております。

一番下の備考欄には、合併した場合の広島市の面積及び人口を載せており、面積は904.9km²、人口は113万4,134人となります。

続きまして、19ページの議題5を御覧ください。協議番号第2号「行政区」でございます。

現況比較として、左の欄には、広島市にある8つの行政区の平成15年10月1日現在の面積及び平成12年国勢調査による人口を、右の欄には湯来町面積と人口をお示ししております。

湯来町が属することとなる行政区につきましては、湯来町は、旧五日市町と同じく佐伯郡に属しており、その関係から法務局や税務署など国の出先機関等の管轄が佐伯区と同一であること。また、広島市各区と湯来町との日常生活面でのつながりや、各区役所までの距離、各区の面積や人口等を総合的に勘案して、調整方針(案)は、「佐伯郡湯来町の区域は、佐伯区に属するものとする。」としております。

その下の備考欄は、調整方針案のとおりとした場合の佐伯区の状況で、面積は223.87km²、人口は13万4,713人となります。

続きまして、20ページの議題6を御覧ください。協議番号第3号「慣行の取扱い」でございます。

現況比較の欄に広島市、湯来町それぞれの現在の慣行を掲げております。「1 市章及び町章」、「2 シンボルマーク」、「3 市及び町の木」、「4 市及び町の花」、続いて21ページになりますが、「5 市民憲章及び町民憲章」、「6 宣言」、「7 市及び町の歌」の項目がございます。

調整方針(案)は、「町章、町の木、町の花、町民憲章及び町の宣言は、広島市の制度に統一する

ものとする。」としております。

続きまして、22ページを御覧ください。議題7「広島市・湯来町合併建設計画素案の策定方針（案）」でございます。今後、広島市と湯来町の合併建設計画の素案を策定するに当たっての基本的な考え方や構成について、とりまとめたものです。

まず、1の「計画素案策定の基本的考え方」でございます。「合併建設計画素案は、広島市と湯来町の合併に係るまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上を図るとともに、均衡ある発展に資するように適切に配慮して策定する。」としております。

続いて、2の「計画素案の構成」でございます。計画素案は、大きく「第1 序論」、23ページになりますが、「第2 基本構想」、「第3 事業計画」、「第4 公共的施設の統合整備」、「第5 財政計画」により構成することとしております。

22ページにお戻りいただきまして、まず、第1の「序論」でございます。1の「合併の必要性」は、日常生活圏の一体化への対応、豊かな自然環境と共生する潤いのあるまちづくり、地方分権の推進と行財政基盤の強化といった観点から整理いたします。

2の「計画の概要」は、(1)計画の趣旨、(2)計画の構成、(3)計画の期間とし、計画期間は、平成17年度から平成26年度までの10年間を予定しております。

3の「広島市と湯来町の概況」で位置、地勢、人口及び世帯を記載することにしております。

続きまして23ページを御覧ください。第2の「基本構想」では、1で「湯来地区の広島市における位置付けと役割」、2で「まちづくりの目標と方向」、3で「土地利用構想」を整理することにしております。

第3の「事業計画」では、基本構想を踏まえ、湯来町の区域及びこれに関連する広島市の区域において、広島市又は広島県が実施する、広島市と湯来町の合併に係るまちづくりの根幹となる主要施策や主要事業の内容を明らかにすることにしております。

第4の「公共的施設の統合整備」では、公共的施設の統合についての基本方針を定めることになっています。

第5の「財政計画」では、事業計画において定められた主要施策及び主要事業を計画的に実施していくため、財政推計を行い、長期的な財政運営の指針を示すこととしております。

議題4から議題7の説明は以上でございます。

(秋葉会長)

はい、ありがとうございました。議題4から議題7の説明について、御質問あるいは御意見等ありましたらお願いいたします。

特段、御意見もないようですので、お諮りいたします。本案について原案どおり御了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(秋葉会長)

はい、ありがとうございます。それでは、御了承いただきましたので、「合併の区域及び合併の方式」、「行政区」、「慣行の取扱い」及び「広島市・湯来町合併建設計画素案の策定方針」につきましては、原案のとおり進めさせていただきます。

以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。この他、何か御意見等ありましたら、この機会にお願いいたします。

よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

(平木委員)

基本的にはこの合併について、私個人的には異議を唱えるものではありませんけれども、大前提として、やはり合併特例法の期限内に、ということが前提になっておりますので、お互いそうした期限内にこれが実現するよう努力しなければならないのではないかな、という考えをもっておりますので、そういった意見を申し述べておきたいと思います。以上です。

(秋葉会長)

重要な御指摘をありがとうございました。

それでは、その他に御意見なければ。大変円滑な議事運営に御協力いただきましてありがとうございます。

これをもちまして、第1回目の協議会は閉会させていただきます。次回、第2回の協議会の開催につきましては、事務局で調整の後、後日、御通知させていただきますので、よろしく申し上げます。本日はありがとうございました。

閉会 午前10時50分

以上、第1回広島市・湯来町合併研究協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

広島市・湯来町合併研究協議会議長 秋葉 忠利

広島市・湯来町合併研究協議会委員 浅尾 宰正

広島市・湯来町合併研究協議会委員 山本 慣登